

## トリクロロエチレンに係る論点整理（案）

### 1 トリクロロエチレンの対策の基本的なあり方について

- 行政上の政策目標である環境基準が見直されたことを踏まえ、その基準を達成・維持するための排水基準等のレベルについても、見直すこととして良いか。

行政上の政策目標である環境基準（健康項目）が見直され、公共用水域や地下水において新環境基準を超える地点もあることから、排水基準等について見直すべきではないか。

### 2 排水基準について

- (1) 新たな環境基準の達成・維持を図る上で、妥当な排水基準のレベルはどうあるべきか。

トリクロロエチレンに適用されている排水処理技術は、排水基準が見直された場合にあっても、新排水基準に適合し、かつ新環境基準の達成・維持を図る上で妥当なものと考えてよいのではないか。

このこと等をふまえると、排水基準（現行 0.3mg/L）は、これまでの排水基準の設定のあり方と同様、新環境基準 0.01mg/L の 10 倍値 0.1mg/L としてはどうか。

- (2) 暫定排水基準の設定の検討が必要な業種はあるか。

トリクロロエチレンは、代替フロン合成原料、脱脂洗浄剤等として使用されているが、工業分野においては、関係業界団体からの意見陳述希望は特になかった。

排水基準は、一律排水基準のうち一般排水基準で規制することが原則であり、上記をふまえれば、暫定排水基準を設定する必要はないのではないか。

### 3 地下水質に係る基準について

- (1) 地下水の浄化基準は、環境基準と同じ値とすることでよいか。

地下水の浄化基準は、人の健康に係る被害を防止するために命ずる地下水の浄化措置における基準であることから、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されている地下水の環境基準とこれまで同じ値に設定されてきた。このことから、トリクロロエチレンに係る浄化基準（現行 0.03mg/L）についても、新たな環境基準と同じ値 0.01mg/L としてはどうか。

(2) 地下浸透基準値の見直しは可能か。

トリクロロエチレンの現行の地下浸透基準値は、公定法の定量下限値に基づき、旧環境基準の 1/10 倍値よりも低い 0.002mg/L とされてきた。現行よりも厳しい基準値となれば、定量可能な範囲よりも低い値となり、公定法の中で適用できない検定方法（JISK0125 の 5.5 に定める方法）がでてくることに留意する必要がある。

このこと等も考慮すると、これまでの地下浸透基準の設定方法を踏まえ、当面、トリクロロエチレンの地下浸透基準値は現行のまま（0.002mg/L）としてはどうか。

なお、地下浸透基準の設定方法の妥当性については、平成 26 年 9 月の答申に示されているとおり今後検証が必要であるが、検証には時間を要することから、今回は従来の設定方法を踏襲することとし、将来的に、全体の検証結果を踏まえて精査することとしてはどうか。

【参考】平成 26 年 9 月中央環境審議会答申「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」より抜粋

また、地下浸透基準については、平成元年の「地下水質保全対策のあり方及び事故時の措置について（中央公害対策審議会答申）」において、地下水の飲料水等としての重要性、いったん汚染された場合の影響の長期にわたる継続性、地下水中における有害物質の挙動の複雑性、汚染源の特定の困難性、及び、汚染の回復の技術的困難性、等の観点から、「検出されないこと」を基本とすることとされ、分析法の定量下限値を考慮しつつ、実質的には、多くの有害物質について、地下水環境基準の 1/10 に設定されている。しかしながら、その後、平成 23 年には水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止のための構造基準等の新たな規制が導入されており、地下浸透基準を取り巻く大きな情勢変化があったことも踏まえ、また、地下における有害物質の挙動は物質によって大きく異なる可能性があること、測定分析技術は常に進歩していること等から、今後、従来の地下浸透基準の設定方法の妥当性について検証が必要である。さらにその際には、今般、暫定的に据え置くこととしたカドミウムの地下浸透基準についても、合わせて精査すべきである。